



とうほくふるさと情報

H26年5月版

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

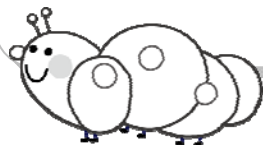
原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）について

原発事故による損害賠償の請求については、東京電力との直接交渉や裁判以外に国の「原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）」を利用することもできます。直接の交渉で示された賠償金額では合意できない場合、直接の交渉で被害を申し出たが賠償されない場合、裁判をするのは手続きが難しいと感じられるなどといった場合などに利用できます。

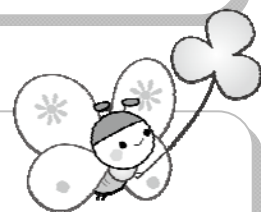
平成26年4月25日現在、11,094件の申し立てがされ、7,858件の和解が成立しています。

司法書士は、原子力損害賠償紛争解決センターにおける手続きの代理、又は原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類の作成に応じることができます。

東京電力が提示する損害賠償金額にご不満がある方、お気軽にご相談ください。（司法書士相談センター等については裏面にてご紹介しています）



例えばこのような和解仲介事例があります。



東京電力福島第一原発事故で自宅に住めなくなったとして、川俣町山木屋地区の住民が東電に損害賠償を求めた裁判外紛争解決手続き（ADR）で、東電は、住民の土地と家屋を「全損扱い」として、38世帯111人に計約19億9300万円を支払う和解案を受諾しました。

同地区は、避難指示解除準備区域と居住制限区域に指定されており、東電の賠償基準では、申立人らの財物が全損扱いとなるのは事故の6年後になります。住民側弁護団によると、東電が事故後3年で財物を全損扱いとした和解案を受諾するのは初めてとみられるそうです。

※但し、本件仲介事例が、必ずしも今後同一事案のスタンダードとなる訳ではございません。この点ご了承下さい。



岩手

山田町の三陸山田カキまつり(町商工会主催)は29日、同町川向町の山田魚市場で4年ぶりに開かれました。

町内の水産加工業者や漁協などが出店し、同町産の蒸しカキやホタテの串焼きなどを販売。磯の香りや勢いよく立ち上る湯気に誘われるように来場者は列をつくったそうです。

(岩手日報 2014/4/30 より抜粋)



宮城

宮城県石巻市の中心商店街に、店舗の空き部屋を改修したシェアハウス「八十八夜」が誕生しました。

東日本大震災の被災地ボランティアらが気軽に借りられる住まいを用意し、若者の移住も促す狙いです。完成を祝うイベントが29日にありました。

利用は5月7日に始まるそうです。

(河北新報 2014/4/30 より抜粋)

福島

川内村の上川内諏訪神社で春季祭礼が行われ、県重要無形民俗文化財に指定されている「三匹獅子」が奉納されました。同神社で三匹獅子の奉納は震災後初めてだそうです。

村では4神社で春や秋に三匹獅子を奉納。いずれも「川内の三匹獅子」として県重要無形民俗文化財に指定されています。春に祭礼を行う3つの諏訪神社の中では同神社の「西郷獅子」だけが唯一、奉納を再開していなかったそうです。

(福島民友 2014/4/30 より抜粋)

面談による相談 (予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜午後5時~8時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時~12時、午後1時~5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前9時~12時、午後1時~5時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時~午後4時(受付は午後3時45分をもって終了いたします)

※通話料はご相談者様の自己負担となります。